

「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」の策定について

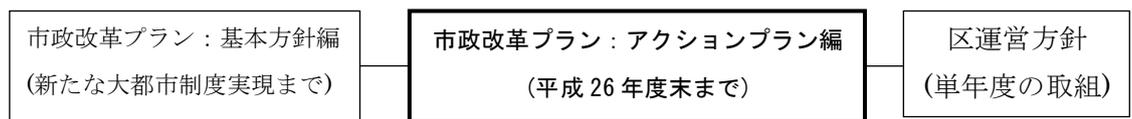
1 背景及び策定趣旨

市政改革プランのアクションプラン編に基づく取組期間の終了後の平成 27 年度以降も、各区長のリーダーシップのもとで、この間の市政改革で作上げてきた様々な仕組みを的確に運営し、より一層各区の特性や地域実情に即した区政運営を進めていくことが求められている。

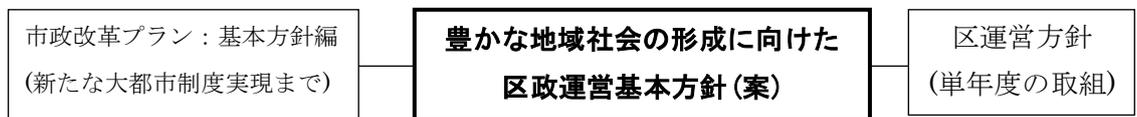
本基本方針は、今後、市政改革プランの基本方針編を踏まえた区政運営を進めていくに当たって、各区に共通するシビルミニマム的な最低限の事項を定めるもの。

【区政運営のスキーム・体系】

平成 26 年度まで



平成 27 年度以降



2 基本的な考え方

本基本方針では、

本市としてめざす姿(将来像)

めざす姿の実現に向けた取組の方向性(基本戦略)

成果(めざす姿の実現度)を測る共通する指標と目標値

を定めるにとどめ、具体的な戦略や取組、目標値の設定等については各区長のマネジメントに委ねることとし、毎年度、共通の指標による各区の成果を見える化して、各区長が区における取組の内容や結果ではなく共通する成果を競い合っていくこととする。